

固定資産税(償却資産)課税標準の特例措置に関する申告書

受付印		所有者	住 所					
			氏 名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)					
令和 年 月 日		申告理由	下記償却資産について、 ☐ 地方税法第 349 条の 3 第 項 に規定する ☐ 同法附則第 15 条 第 項 第 号 に規定する ☐ 同法附則 第 条 第 項 第 号 に規定する					
福井市長 あて			償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について関係書類を添えて下記のとおり申告いたします。					
No	資産の種類	資産の名称等	取得年月日	数量	取得価額	市記入欄		
						特例率	特例適用期間	
1			R 年 月 日		円			
2			R 年 月 日		円			
3			R 年 月 日		円			
4			R 年 月 日		円			

備考

- 1 課税標準の特例適用を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 2 該当資産が複数あり、記入欄が足りない場合は別紙を添付してください。
- 3 償却資産申告書は別途提出が必要です。なお、種類別明細書摘要欄に特例該当の旨を記載してください。

(別紙)

No	資産の種類	資産の名称等	取得年月日	数量	取得価額	市記入欄	
						特例率	特例適用期間
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		
			R 年 月 日		円		

<先端設備等導入計画に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート>

申告に際しては下記記載の事項を確認し、確認欄に○を記入してください。 確認後は、市へ本申告書及びチェックリストを提出してください。

令和 年 月 日

先端設備等導入計画の認定事業者(氏名/法人名)

担当者()

連絡先()

リース会社(リース契約をしている場合のみ)

担当者()

連絡先()

①必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側の確認欄に「○」を記入してください】

No	提 出 書 類	確認欄
1	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)	
3	先端設備等導入計画に係る認定書(写)	
4	認定経営革新等支援機関による「先端設備等導入計画の事前確認書」(写)	
5	認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」(写)	
6	従業者へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の(写)【賃上げ表明を行う場合のみ提出】	
7	(リース資産で、リース会社が申告する場合)リース契約書(写)	
8	(リース資産で、リース会社が申告する場合)公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)	

②課税標準の特例適用要件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまるものを選択してください】

No	確 認 内 容					確認欄		
1	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有する法人 の場合		賦課期日(本年1月1日現在)時点で、資本金又は出資の総額は1億円以下です。					
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合		賦課期日(本年1月1日現在)時点で、従業員数が1,000人以下です。					
2	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、「みなし大企業※」ではありません。(「みなし大企業」は本特例措置の適用対象外です。)							
	※「みなし大企業」…同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 または、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人							
3	対象の設備は、 新品 で取得したものです。※中古資産は本特例措置の適用対象外です。							
4	申告対象設備は福井市から計画認定を受け、 認定後に取得(リースの場合は契約)した設備 です。							
5	課税標準の特例を届け出る資産は1台1基あたり下表の取得価格です。 また、賃上げ表明の有無により適用期間が異なることを確認しました。							
	資産の種類		最低価格	賃上げ表明	設備の取得時期		適用期間	特例率
	機械装置		160万円以上	無	令和5年4月1日から令和7年3月31日		3年間	2分の1
	工具(測定工具及び検査工具)		30万円以上	有	令和5年4月1日から令和6年3月31日		5年間	3分の1
	器具備品		30万円以上	有	令和6年4月1日から令和7年3月31日		4年間	3分の1
	建物附属設備※		60万円以上					
	※ 償却資産として課税されるものに限る。家屋と一体で課税されるものは対象外。							
6	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか。 (「いいえ」の場合はその理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額)を下欄にご記入ください。)							
	(理由)							